

年次有給休暇の時間単位付与に関する協定

株式会社 (以下「会社」という) と株式会社 従業員代表 (以下「従業員代表」という) は、労働基準法第37条第4項に基づき、代替休暇に関し、下記のとおり協定する。

記

(時間単位年休の付与)

第1条 会社は、従業員のワーク・ライフ・バランスを図るため、従業員(次項各号に掲げる従業員を除く)から請求があったときは、1の年度における年次有給休暇のうち5日を限度として時間単位の年次有給休暇(以下「時間単位年休」という)としてこれを付与するものとする。

2 次の各号に掲げる従業員は、本協定を適用しない。

- (1) 工場の生産ラインにおいて業務に従事する者
- (2) フレックスタイム制またはみなし労働時間制が適用される者
- (3) 就業規則第 条(管理監督者の適用除外)に該当する者

(時間単位年休の単位)

第2条 時間年休は、1時間を1単位とし、8単位を以って1労働日の年次有給休暇に相当するものとする。

(半日年休)

第3条 半日単位の年次有給休暇の扱いは、従来どおりとする。

(取得手続き)

第4条 時間年休を取得しようとする従業員は、取得する2日前までに、取得する時間帯を明らかにして、就業規則に定める手続きに従い、所属長に申請しなければならない。

2 遅刻・早退の時間を事後において時間単位年休に振り替えることはできない。

3 時間年休を取得した従業員がこれを取得した日に当該時間年休を1日単位の年次有給休暇に変更することはできない。

(時間単位年休を取得した日の勤務)

第5条 時間単位年休を取得した従業員は、その趣旨に従い、できる限り始業時刻前または終業時刻後の勤務はしないようにしなければならない。やむ

を得ず始業時刻前または終業時刻後に勤務した場合であっても、実労働時間8時間までの勤務は時間外手当の対象としない。

(時季変更権)

第6条 従業員が請求した時間帯に時間単位年休を与えることが事業の正常な運営を妨げる場合においては、会社は、他の時間帯または時季に変更することがある。

2 従業員が1日単位の年次有給休暇を請求した場合において、会社は、これを時間単位年休に変更することはできない。

(時間単位年休の賃金)

第7条 賃金の計算に当たっては、時間単位年休の時間は、通常の勤務した時間として扱う。

(時間外労働との関係)

第8条 時間外労働時間数の計算に当たっては、時間単位年休の時間は、勤務しなかった時間として扱う。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、令和 年 月 日までとし、満了日の1ヵ月前までに会社または従業員代表のいずれかの申し出がないときは、同一条件を以って1年まで更新するものとする。

以上の協定を証するため、本書2通を作成し、記名押印のうえ会社、従業員代表各1通ずつ所持する。

令和 年 月 日

株式会社

代表取締役

Ⓜ

株式会社

従業員代表

Ⓜ